

千葉県告示第 210 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示します。

令和3年3月29日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
ノビルキッズ 蘇我校 千葉県千葉市中央区南町2丁目15番3号 第三山一ビル5階B室	株式会社IB国際教育研究所 千葉県船橋市浜町2丁目2番7号 ビビットスクエア 代表取締役 齋藤儀一	令和3年 4月1日	1250101183	放課後等デイサービス